

## 職員及び教職員の処分について

職員及び教職員の処分をしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

### 1 職員の処分について

「職員の交通事故」に係る処分

項目	内容
処分を受けた職員	教育局学校教育部 主任（36歳）
事案の概要	当該職員は、令和7年7月10日午前8時50分頃、自家用自動車での通勤途上で、中央区相模原6丁目1番1号先の信号のある十字路で右折し、横断歩道を横断中の歩行者に接触し、全治約6週間を要する傷害を負わせたもの。 このことにより、令和7年10月20日付けで60日間の運転免許停止処分、同年11月20日付けで罰金70万円の略式命令を受けた。
処分の内容	戒告
処分年月日	令和8年3月30日

### 2 教職員の処分について

(1) 「教職員の交通事故」に係る処分

項目	内容
処分を受けた教職員	市立中学校 教諭（53歳）
事案の概要	当該教諭は、令和6年11月28日午後9時28分頃、自家用自動車を運転中に、緑区田名2436番地先の交差点において、赤色の灯火信号に従い停止後、信号が青色の灯火信号に変わったと誤認し、実際には赤色の灯火信号のままの交差点に進入し、信号表示に従って右方向から進行してきた普通乗用自動車に衝突させ、運転手に加療約3週間を要する傷害を負わせたもの。 このことにより、令和7年2月6日付けで30日間の運転免許停止処分、同月27日付けで罰金70万円の略式命令を受けた。
処分の内容	戒告
処分年月日	令和8年3月30日

(2) 「教職員の交通事故」に係る処分

項目	内容
処分を受けた教職員	市立中学校 会計年度任用短時間勤務職員（51歳）
事案の概要	<p>当該教諭は、令和7年6月14日午前0時20分頃、自家用自動車を運転中に、眠気を催したにもかかわらず直ちに運転を中止せず、運転を継続したことにより仮睡状態に陥り、東京都日野市東平山2丁目先道路で信号待ちのため停車していた普通乗用自動車に追突し、運転手に全治約1か月を要する傷害を負わせたもの。</p> <p>このことにより、令和7年11月26日付けで罰金50万円の略式命令、同年12月19日付けで2年間の運転免許取消処分を受けた。なお、この事故報告を管理職に適切に行っておらず、事故発生から約6か月後に報告があった。</p>
処分の内容	減給3か月（給料月額の10分の1）
処分年月日	令和8年3月30日

(3) 「教職員の不適切な行為」に係る処分

項目	内容
処分を受けた教職員	市立中学校 教諭（32歳）
事案の概要	<p>当該教諭は、令和7年11月2日、午後5時30分頃、同じ学校に勤務する同僚教諭からの仕事上の相談に乗るため、東京都町田市にある個室飲食店で飲食をした際、同僚教諭の同意を得ることなく「手を握る」「抱きつく」等の身体接触を複数回行った。</p> <p>その後、令和7年11月19日、町田警察署に被害届が提出され、不同意わいせつ被疑事件として、東京地方検察庁立川支部に書類送検された。なお、同年12月24日付けで不起訴処分となった。</p>
処分の内容	戒告
処分年月日	令和8年3月30日

問合せ先

- 1 職員の処分に関すること  
教育総務課  
電話 042-769-8280
- 2 教職員の処分に関すること  
教職員課  
電話 042-707-7438